

大阪府公立高校進学フェア協賛（広告掲載等）要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）及び大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、大阪府公立高校進学フェアに係る協賛（広告の掲載等）に関し必要な事項を定めるものとする。

（募集方法等）

第2条 協賛（広告掲載等）の募集方法、予定価格及び選定方法等は、必要に応じて、広告等の媒体ごとに別に定めるものとする。

（協賛（広告掲載等）の範囲）

第3条 次のいずれかに該当する広告の掲載等はしない。

- （1）要綱第3条及び掲載基準を逸脱するもの
- （2）大阪府教育庁教育振興室高等学校課の業務運営に支障をきたすものと大阪府教育庁教育振興室高等学校課長（以下、「高等学校課長」という。）が判断したもの
- （3）その他、高等学校課長が不相当と認めたもの

（審査機関）

第4条 協賛（広告の掲載等）の可否を審査するため、大阪府公立高校進学フェア協賛（広告掲載等）審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の委員は高等学校課長、高等学校課総括課長補佐、高等学校課学校経営支援グループ首席指導主事、学事グループ首席指導主事、教務グループ首席指導主事、生徒指導グループ課長補佐及び首席指導主事をもって充てる。
- 3 審査委員会の委員長は高等学校課長をもって充てる。

（会議）

第5条 審査委員会は、協賛（広告の掲載等）の可否について疑義が生じたとき及び委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 審査委員会の庶務は、大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協賛（広告の掲載等）に関し必要な事項は、高等学校課長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。